

図書館資料等配送・仕分業務 運行経路策定条件

図書館資料等配送・仕分業務における運行経路については、原則、運行管理表（別表2）のとおりとする。なお、より効率的な運行経路がある場合は委託者及び受託者の双方が協議のうえ、下記条件を満たした上で運行経路の変更を行うことができる。（ただし、運行経路の増減はできない。）

策定条件

- 1 中央図書館は午前9時00分から午前9時45分までに配送・集荷すること。
- 2 大通カウンターは午前9時から午前9時30分までに配送・集荷すること。
- 3 新琴似図書館、元町図書館、東札幌図書館、厚別図書館、西岡図書館、清田図書館、澄川図書館、山の手図書館、曙図書館、えほん図書館は、午前9時から正午までに配
送・集荷すること。
- 4 図書・情報館は午前11時から正午までに配送・集荷すること。